

原子力発第17176号  
平成29年 8月18日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 佐伯 勇 人

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

- (1) 伊方発電所3号炉 予防保全を目的とした点検・保守を実施する設備の追加に伴う変更

2. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表（案）

変更前	変更後	備考
<p>(重大事故等対処設備(3号炉))</p> <p>第84条 3号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表84-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</li> <li>(2) 1次冷却システムのフィードアンドブリードをするための設備</li> <li>(3) 炉心注水をするための設備</li> <li>(4) 1次冷却システムの減圧をするための設備</li> <li>(5) 原子炉格納容器スプレイをするための設備</li> <li>(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</li> <li>(7) 2次冷却系からの除熱(注水)をするための設備</li> <li>(8) 2次冷却系からの除熱(蒸気放出)をするための設備</li> <li>(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>(10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</li> <li>(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</li> <li>(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</li> <li>(13) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備</li> <li>(14) 電源設備</li> <li>(15) 計装設備</li> <li>(16) 中央制御室</li> <li>(17) 監視測定設備</li> <li>(18) 緊急時対策所</li> <li>(19) 通信連絡を行うために必要な設備</li> <li>(20) 中型ポンプ車</li> <li>(21) その他の設備</li> </ol> <p>2 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各課長は、表84-2から表84-22に定める確認事項を実施する。また、各課長(発電課長および当直長を除く。)は、その結果を発電課長または当直長に通知する。</li> </ol> <p>3 各課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表84-2から表84-22の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(重大事故等対処設備(3号炉))</p> <p>第84条 3号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表84-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</li> <li>(2) 1次冷却システムのフィードアンドブリードをするための設備</li> <li>(3) 炉心注水をするための設備</li> <li>(4) 1次冷却システムの減圧をするための設備</li> <li>(5) 原子炉格納容器スプレイをするための設備</li> <li>(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</li> <li>(7) 2次冷却系からの除熱(注水)をするための設備</li> <li>(8) 2次冷却系からの除熱(蒸気放出)をするための設備</li> <li>(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</li> <li>(10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</li> <li>(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</li> <li>(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</li> <li>(13) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備</li> <li>(14) 電源設備</li> <li>(15) 計装設備</li> <li>(16) 中央制御室</li> <li>(17) 監視測定設備</li> <li>(18) 緊急時対策所</li> <li>(19) 通信連絡を行うために必要な設備</li> <li>(20) 中型ポンプ車</li> <li>(21) その他の設備</li> </ol> <p>2 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各課長は、表84-2から表84-22に定める確認事項を実施する。また、各課長(発電課長および当直長を除く。)は、その結果を発電課長または当直長に通知する。</li> </ol> <p>3 各課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表84-2から表84-22の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>(中略)</p>	<p>本頁、変更なし</p>

表 84-20 通信連絡を行うために必要な設備

84-20-1 通信連絡

項目	設備	所要数 系統数	適用 モード	所要数・ 条件
				条件
通信連絡設備	衛星電話設備	12台 <sup>※1</sup>	モード1, 2, 3および4	A. 動作可能な衛星電話設備、無線通信設備またはSPDS表示端末 <sup>※4</sup> が所要数を満足していない場合
	無線通信設備	4台		
	緊急時用携帯型通話設備	13台		
	SPDS表示端末	1台		B. 動作可能な緊急時用携帯型通話設備が所要数を満足していない場合
	安全パラメータ表示システム	1系列 <sup>※2</sup>		
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム		
IP-電話				
IP-ファックス				
D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間以内に達成できない場合				

系統数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>		確認事項		
措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 安全技術課長または計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A. 2 安全技術課長または計装計画課長は、代替措置 <sup>※6</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 <sup>※5</sup>	衛星電話設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
	10日	無線通信設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
B. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B. 2 計装計画課長は、代替措置 <sup>※6</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	緊急時用携帯型通話設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
	10日	SPDS表示端末の伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
C. 1 安全技術課長または計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または C. 2 安全技術課長または計装計画課長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 <sup>※5</sup>	安全パラメータ表示システムの伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
	10日	テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックスの通話通信確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
D. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
および D. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			

※1：固定型4台および可搬型8台をいう。  
 ※2：安全パラメータ表示システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。  
 ※3：設備毎に個別の条件が適用される。  
 ※4：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。  
 ※5：衛星電話設備、安全パラメータ表示システム、および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。  
 ※6：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。  
 ※7：安全パラメータ表示システムについては、所要の確認パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する設備については、通信機器の補充等をいう。

表 84-20 通信連絡を行うために必要な設備

84-20-1 通信連絡

項目	設備	所要数 系統数	適用 モード	所要数・ 条件	
				条件	
通信連絡設備	衛星電話設備	12台 <sup>※1</sup>	モード1, 2, 3および4	A. 動作可能な衛星電話設備, 無線通信設備またはSPDS表示端末 <sup>※4</sup> が所要数を満足していない場合	
	無線通信設備	4台			
	緊急時用携帯型通話設備	13台			
	SPDS表示端末	1台		B. 動作可能な緊急時用携帯型通話設備が所要数を満足していない場合	
	安全パラメータ表示システム	1系列 <sup>※2</sup>			
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム		1系列 <sup>※2</sup>	C. 安全パラメータ表示システム <sup>※4</sup> が動作不能である場合 または 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 <sup>※5</sup> が動作不能である場合
		IP-電話			
IP-ファックス					
D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間以内に達成できない場合					

系統数を満足できない場合の措置 <sup>※3</sup>		確認事項		
措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 安全技術課長または計装計画課長は, 当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A. 2 安全技術課長または計装計画課長は, 代替措置 <sup>※7</sup> を検討し, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 <sup>※6</sup>	衛星電話設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
	10日	無線通信設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
B. 1 計装計画課長は, 当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B. 2 計装計画課長は, 代替措置 <sup>※7</sup> を検討し, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	緊急時用携帯型通話設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
	10日	SPDS表示端末の伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
C. 1 安全技術課長または計装計画課長は, 当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または C. 2 安全技術課長または計装計画課長は, 代替措置 <sup>※8</sup> を検討し, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 <sup>※6</sup>	安全パラメータ表示システムの伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
	10日			
D. 1 当直長は, モード3にする。 および D. 2 当直長は, モード5にする。	12時間  56時間			

- ※1: 固定型4台および可搬型8台をいう。
- ※2: 安全パラメータ表示システムについては, A系またはB系のいずれかにより有線系, 無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については, テレビ会議システム, IP-電話, IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。
- ※3: 設備毎に個別の条件が適用される。
- ※4: サーバ一切替等による一時的なデータ伝送停止は, 運転上の制限を満足していないとはみなさない。また, 所要の確認対象パラメータを記録し, 連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時(他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。)は運転上の制限を満足していないとはみなさない。
- ※5: 使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時(他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)は運転上の制限を満足していないとはみなさない。
- ※6: 衛星電話設備, 安全パラメータ表示システム, および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について, 原子炉設置者所掌外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備)の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は, 当該要求される措置に対する完了時間を除外する。
- ※7: 連絡要員の追加や, 同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。
- ※8: 安全パラメータ表示システムについては, 所要の確認パラメータを記録し, 連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については, 使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することをいう。

・3号炉 予防保全を目的とした点検・保守を実施する設備の追加に伴う変更(統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備)

84-20-1 通信連絡 つづき

項目	設備	所要数 系統数	適用 モード	所要数・ 条件
				条件
通信連絡設備	衛星電話設備	12台 <sup>※8</sup>	モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な衛星電話設備、無線通信設備またはSPDS表示端末 <sup>※11</sup> が所要数を満足していない場合
	無線通信設備	4台		
	緊急時用携帯型通話設備	13台		
	SPDS表示端末	1台		B. 動作可能な緊急時用携帯型通話設備が所要数を満足していない場合
	安全パラメータ表示システム	1系列 <sup>※9</sup>		
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	1系列 <sup>※9</sup>		
テレビ会議システム	1系列 <sup>※9</sup>			
IP-電話				
IP-ファックス				

系統数を満足できない場合の措置 <sup>※10</sup>		確認事項		
措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 安全技術課長または計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または A. 2 安全技術課長または計装計画課長は、代替措置 <sup>※13</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに <sup>※12</sup>	衛星電話設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
	速やかに	無線通信設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
B. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または B. 2 計装計画課長は、代替措置 <sup>※13</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	緊急時用携帯型通話設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
	速やかに	SPDS表示端末の伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
C. 1 安全技術課長または計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C. 2 安全技術課長または計装計画課長は、代替措置 <sup>※14</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに <sup>※12</sup>	安全パラメータ表示システムの伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
	速やかに	テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックスの通話通信確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長

※8：固定型4台および可搬型8台をいう。  
 ※9：安全パラメータ表示システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。  
 ※10：設備毎に個別の条件が適用される。  
 ※11：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。  
 ※12：衛星電話設備、安全パラメータ表示システム、および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。  
 ※13：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。  
 ※14：安全パラメータ表示システムについては、所要の確認パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する設備については、通信機器の補充等をいう。

84-20-1 通信連絡 つづき

項目	設備	所要数 系統数	適用 モード	所要数・ 条件	
				条件	
通信連絡設備	衛星電話設備	12台※ <u>9</u>	モード5, 6および使 用済燃料ピ ットに燃料 体を貯蔵し ている期間	A. 動作可能な衛星電 話設備、無線通信設 備またはSPDS表示 端末※ <u>12</u> が所要数を 満足していない場 合	
	無線通信設備	4台			
	緊急時用携帯型通話設備	13台			
	SPDS表示端末	1台			
	安全パラメータ表示システム	1系列※ <u>10</u>		B. 動作可能な緊急時用 携帯型通話設備が所 要数を満足していな い場合	
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する通信連 絡設備	テレビ会議シ ステム			1系列※ <u>10</u>
		IP-電話			
IP-ファックス					
				C. 安全パラメータ表示 システム※ <u>12</u> が動作 不能である場合 または 統合原子力防災ネッ トワークに接続する 通信連絡設備※ <u>13</u> が 動作不能である場合	

系統数を満足できない場合の措置※ <u>11</u>		確認事項		
措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 安全技術課長または計装計 画課長は、当該設備を動作可 能な状態に復旧する措置を 開始する。 または A. 2 安全技術課長または計装計 画課長は、代替措置※ <u>15</u> を検 討し、原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開 始する。	速やかに※ <u>14</u>	衛星電話設備の通話確 認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
	速やかに	無線通信設備の通話確 認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
B. 1 計装計画課長は、当該設備を 動作可能な状態に復旧する 措置を開始する。 または B. 2 計装計画課長は、代替措置※ <u>15</u> を検討し、原子炉主任技術 者の確認を得て実施する措 置を開始する。	速やかに	緊急時用携帯型通話設 備の通話確認を実施す る。	3ヶ月に1回	計装計画課長
	速やかに	SPDS表示端末の伝送確 認を実施する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
C. 1 安全技術課長または計装計 画課長は、当該設備を動作可 能な状態に復旧する措置を 開始する。 または C. 2 安全技術課長または計装計 画課長は、代替措置※ <u>16</u> を検 討し、原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開 始する。	速やかに※ <u>14</u>	安全パラメータ表示シ ステムの伝送確認を実 施する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
	速やかに	テレビ会議システム、I P-電話、IP-ファックス の通話通信確認を実施 する。	3ヶ月に1回	安全技術課長

- ※9：固定型4台および可搬型8台をいう。
- ※10：安全パラメータ表示システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話、IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。
- ※11：設備毎に個別の条件が適用される。
- ※12：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。
- ※13：使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。
- ※14：衛星電話設備、安全パラメータ表示システム、および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。
- ※15：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。
- ※16：安全パラメータ表示システムについては、所要の確認パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することをいう。

・3号炉 予防保全を目的とした点検・保守を実施する設備の追加に伴う変更（統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備）

変更前	変更後	備考
<p>(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</p> <p>第88条 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する<sup>※1</sup>。なお、運用方法については、表87の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する<sup>※1</sup>。</p> <p>3 各課長は、表88で定める設備について、保全計画等に基づき定期的に行う点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置を実施する。この場合、第1項は適用しない。また、同表で定める設備について、要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置の実施について、原子炉主任技術者の確認を得る。この場合、第2項は適用しない。</p> <p>(中略)</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</p> <p>第88条 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する<sup>※1</sup>。なお、運用方法については、表87の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する<sup>※1</sup>。</p> <p>3 各課長は、表88で定める設備について、保全計画等に基づき定期的に行う点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置を実施する。この場合、第1項は適用しない。また、同表で定める設備について、要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置の実施について、原子炉主任技術者の確認を得る。この場合、第2項は適用しない。</p> <p>(中略)</p>	<p>本頁，変更なし</p>



変更前					備考
表 88 つづき					
関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度	
第 75 条 第 84 条 (84-15-6)	・重油タンク ・軽油タンク	モード 1, 2, 3, 4, 5 およ び 6 以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源 3 回線以上の電圧が確立していること, および 1 回線以上は他の回線に対して独立性を有している ことを確認する。	点検前 <sup>※6</sup> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 (84-17-1)	・中央制御室非常用給気ファン ・中央制御室空調ファン ・中央制御室再循環ファン ・中央制御室非常用給気フィルタユニット	モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 および使用済燃料ピットでの 照射済燃料移動中以外	・使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および水 温が 65℃ 以下であることを確認する。	点検前 <sup>※6</sup> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 (84-19-2)	・緊急時対策所加圧装置	モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 および使用済燃料ピットに燃 料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所空気浄化系が動作可能であることを 確認する。	点検前 <sup>※6</sup> その後の 1 週間に 1 回	
<p>※ 6 : 運転上の制限外に移行する前に順次実施し, その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお, 移行前に実施した措置については, 移行時点で完了したものとみなす。</p>					

変更後					備考
表 88 つづき					
関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度	
第 75 条 第 84 条 (84-15-6)	・重油タンク ・軽油タンク	モード 1, 2, 3, 4, 5 およ び 6 以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源 3 回線以上の電圧が確立していること, および 1 回線以上は他の回線に対して独立性を有している ことを確認する。	点検前 <sup>※6</sup> その後の 1 週間に 1 回	
<u>第 84 条</u> <u>(84-16-1)</u>	<u>・原子炉下部キャビティ水位</u>	<u>モード 5, 6</u>	<u>・代替パラメータが動作可能であることを確認する。</u>	<u>点検前<sup>※6</sup></u> <u>その後の 1 週間に 1 回</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 号炉 予防保全を目的とした点検・保守を実施する設備の追加に伴う変更（原子炉下部キャビティ水位）</li> <li>・ 3 号炉 予防保全を目的とした点検・保守を実施する設備の追加に伴う変更（緊急時対策所用発電機）</li> </ul>
第 84 条 (84-17-1)	・中央制御室非常用給気ファン ・中央制御室空調ファン ・中央制御室再循環ファン ・中央制御室非常用給気フィルタユニット	モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 および使用済燃料ピットでの 照射済燃料移動中以外	・使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および水 温が 65℃ 以下であることを確認する。	点検前 <sup>※6</sup> その後の 1 週間に 1 回	
<u>第 84 条</u> <u>(84-19-1)</u>	<u>・緊急時対策所用発電機</u>	<u>モード 1, 2, 3, 4, 5, 6</u> <u>および使用済燃料ピットに燃</u> <u>料体を貯蔵している期間</u>	<u>・所内電気設備の系統電圧を確認し, 使用可能であ</u> <u>ることを確認する。</u>	<u>点検前<sup>※6</sup></u> <u>その後の 1 日に 1 回</u>	
第 84 条 (84-19-2)	・緊急時対策所加圧装置	モード 1, 2, 3, 4, 5, 6 および使用済燃料ピットに燃 料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所空気浄化系が動作可能であることを 確認する。	点検前 <sup>※6</sup> その後の 1 週間に 1 回	
<p>※ 6 : 運転上の制限外に移行する前に順次実施し, その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお, 移行前に実施した措置については, 移行時点で完了したものとみなす。</p>					

変更前	変更後	備考
<p>附 則（平成 25 年 7 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74-1 について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則（平成 29 年 7 月 7 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、平成 28 年 12 月 26 日付原子力発第 16 287 号をもって認可申請した伊方発電所 1 号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74-1 について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。 なお、2 号炉または 3 号炉において、1 号炉の非常用ディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は、当該非常用ディーゼル発電機について、第 74 条第 2 項および第 75 条第 2 項に準じて、1 ヶ月に 1 回、次の各号の事項により、動作可能であることを確認する。 (1) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345V および周波数が 60±3Hz であることを確認する。 (2) 燃料油サービスタンク貯油量が 825L 以上あること。 (3) 所要の電力供給が可能な燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧があること。 3 従前の 1 号炉の原子炉主任技術者は、1 号炉の運転段階における第 4 条の体制（第 1 編の第 4 条に同じ）で、1 号炉の運転段階における第 9 条に定める職務（第 1 編の第 9 条に同じ）を引き続き遂行する。ただし、この規定施行後 10 日以内に職務を完了させる。</p>	<p>附 則（平成 25 年 7 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74-1 について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則（平成 29 年 7 月 7 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、平成 28 年 12 月 26 日付原子力発第 16 287 号をもって認可申請した伊方発電所 1 号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74-1 について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。 なお、2 号炉または 3 号炉において、1 号炉の非常用ディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は、当該非常用ディーゼル発電機について、第 74 条第 2 項および第 75 条第 2 項に準じて、1 ヶ月に 1 回、次の各号の事項により、動作可能であることを確認する。 (1) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345V および周波数が 60±3Hz であることを確認する。 (2) 燃料油サービスタンク貯油量が 825L 以上あること。 (3) 所要の電力供給が可能な燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧があること。 3 従前の 1 号炉の原子炉主任技術者は、1 号炉の運転段階における第 4 条の体制（第 1 編の第 4 条に同じ）で、1 号炉の運転段階における第 9 条に定める職務（第 1 編の第 9 条に同じ）を引き続き遂行する。ただし、この規定施行後 10 日以内に職務を完了させる。</p> <p><u>附 則（平成 年 月 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</u></p>	<p>附則の追加</p>